

岐阜県公報

号 外 (二) 令 和 七 年 六 月 二 十 七 日

目 次

選挙管理委員会告示

○岐阜県選挙執行規程の一部改正

(選挙管理委員会)

ページ
一

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第二十号

岐阜県選挙執行規程(昭和三十七年岐阜県選挙管理委員会告示第三号)の一部を次のように改正する。

令和七年六月二十七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 竹 内 治 彦

第五十五条の二第一号へ中「五百円」を「千円」に改め、同号へを同号トとし、同号水中「千円 一日につき三千円」を「千五百円、一日につき四千五百円」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニ中「二万二千円」を「二万三千円」に改め、同号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額第五十五条の二第三号イ中「鉄道賃 船賃」を「鉄道賃、船賃、航空賃」に、「マ、ロ及びハ」を「からニまで」に改め、同号ロ中「一万円」を「二万円」に改め、同条第四号イ中「一万円」を「一万五千円」に改め、同号ロ中「一万五千円」を「二万円」に改める。

附 則

- この規程は、令和七年六月二十八日から施行する。
- この規程による改正後の岐阜県選挙執行規程の規定は、この規程の施行の日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の公示の日(以下「公示日」という。)以後にその期日を公示され、又は告示される選挙について適用し、公示日の前日まで、にその期日を公示され、又は告示された選挙については、なお従前の例による。

令和七年六月二十七日発行

発 行 者
発 行 所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐 阜 県 庁

編 集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐 阜 文 芸 社